

# 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、商店街等が、その地区に属する空き店舗を活用して行う店舗を新設又は改造する事業を支援することにより、当該商店街への来訪者の増加を通じて主として当該商店街等の組合員又は所属員である中小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図り、もって本市経済の発展に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第2条第1項第3号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。
- (2) 空き店舗 事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設をいう。
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、商店街等の空き店舗を借り受けて事業活動を行う者をいう。

## (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、商店街等の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じた商品の販売又は役務の提供を行う店舗の新設又は改修の支援を目的として本市の区域内で実施する次に掲げる事業

- (1) 空き店舗の内装工事（壁面・天井の塗装、壁紙・クロス貼り、床貼り、ブラインドの設置、家具の造作等をいう。）、外装工事、給排水工事及び電気工事を行う事業
  - (2) ガス設備、電気設備、空気調節設備、看板、ドアその他の前号に掲げる工事と密接不可分と認められる設備を設置する事業
  - (3) 事務机、椅子、冷蔵庫、エアコン、キャビネット、厨房用品等、取得した時の性質及び形状を変えことなく概ね2年以上にわたって効用を発揮する物品で、取得価額が概ね1万円以上であるもの（以下「備品」という。）の取得及び設置する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助を交付しない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
  - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

## (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する

経費のうち、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める費用とする。ただし、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小はり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除く。）を変更する工事を除く。

- (1) 前条第1項第1号に必要な経費 工事請負費、需用費、委託料、原材料費、建物付属設備費、備品購入費
- (2) 前条第1項第2号に必要な経費 工事請負費、需用費、委託料、原材料費、建物付属設備費、備品購入費
- (3) 前条第1項第3号に必要な経費 工事請負費、委託料、建物付属設備費、備品購入費

#### （補助対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する事業者とする。

- (1) 補助対象事業の開始に当たり、法令の規定により許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）を必要とする者にあつては、当該許認可等を受け、又は補助対象事業開始までに当該許認可等を受ける見込みのあること。
- (2) 当該区域の商店街等から出店を推薦され、かつ、出店後は当該商店街等に参加する意思を有すること。
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (5) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (6) 福岡市が他の条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であつて、補助対象経費に係るものを受けていないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

#### （商店街等との協議等）

第7条 補助事業者は、事業活動を行うに当たっては、あらかじめ、商店街等の代表者に対し、事業活動の計画その他の事項を説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、商店街等の代表者からの要望、提案等を受けたときは、補助事業者は、その実施について努めるものとする。
- 3 第1項については、本市が協議の場を設けるものとする。

#### （補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費（国又は福岡県の支援制度を利用する事業にあつては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額。以下この条において同じ。）に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

#### （補助対象期間）

第9条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を申請する者(以下「補助申請者」という。)は、改装工事に着手する日の10日前までに、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施計画書(様式第1号の1)
- (2) 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金創業・出店計画書(様式第1号の2)
- (3) 会員名簿及び役員名簿(様式第1号の3)
- (4) 団体(法人)にあっては定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるものの
- (5) 団体(法人)にあっては法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (6) 創業・出店推薦書(様式第2号)
- (7) 空き店舗の位置図、平面図、現状を表す写真等
- (8) 建物の借受けについて当該建物の所有者と締結した契約書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第11条 市長は、規則第5条第1項に規定する交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会(福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱(平成27年4月決裁)第1条に規定する福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。)の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付決定通知書(様式第3号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金交付することが不相当と認めるときは、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、すみやかにその決定の内容を補助申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第13条 規則第6条第1項第1号又は同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施計画変更等承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの
- (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めるときは、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金計画変更等承認通知書(様式第6号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、第8条第1項又は第12条第1項の決定を変更することができる。

5 規則第6条第3項の規定は、第3項に規定する承認について準用する。

(事業実績の報告)

第14条 補助事業者は、第9条に規定する期間満了日から1月以内に、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実績報告書(一部)完了届(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金事業実施報告書(様式第7号の1)
- (2) 補助金の対象となる経費の支払いに係る領収書の写し
- (3) 改装工事における工事前後の写真
- (4) 事業開始(開店)後の状況写真
- (5) 作成したチラシ・ポスター等の成果物
- (6) 商店街等加入確認書(様式第7号の2)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金(一部)交付確定通知書(様式第8号)」と読み替えるものとする。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助申請者又は補助事業者に対し当該補助申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び運用)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条から第3条までに定める期間(当該期間が10年を超える場合は、10年とする。)内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金による取得財産の処分申請書(様式第9号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

(届出の義務)

第19条 補助事業者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合はすみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業活動の継続義務)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る事業活動について、当該事業活動を開始した日から起算して6月を経過する日までの間これを継続しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、規則第18条第1項又は第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この補助金の失効)

2 この要綱は、2021年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

## 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

電話番号

(法人名・会社名・屋号等)

名称

フリガナ  
代表者名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

(生年月日) 年 月 日 (性別) 男性・女性

福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱第10条の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用すること及び「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり、税務担当課に照会されることに同意します。

また、申請者が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

### 関係書類

- 1 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施計画書(様式第1号の1)
- 2 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金創業・出店計画書(様式第1号の2)
- 3 会員名簿及び役員名簿(様式第1号の3)
- 4 団体(法人)の場合は定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるものの
- 5 団体(法人)の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 6 創業・出店推薦書(様式第2号)
- 7 空き店舗の位置図及び平面図、状況写真等
- 8 賃貸借契約書の写し
- 9 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施計画書

1. 店舗概要

店舗(屋号)名	
業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> その他
賃借を予定する 空き店舗の状況	住所 福岡市 区 店舗面積 m <sup>2</sup> 土地面積 m <sup>2</sup> 以前の店舗利用状況
賃借予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 間)
事業予定期間	年 月 日 (改装工事着手日) ~ 年 月 日 (開業日)
事業内容	
開業の動機及び目的	(動機)  (目的)
店舗営業日 及び 営業時間	(営業日) 毎週 曜日 ~ 曜日 又は 週 日  (営業時間) 午前・午後 時 ~ 午後 時
セールスポイント	

## 2. 市場性

市場環境 (店舗近隣の状況)	
同業他社と比較した場合の優位性・弱点	(優位性)  (弱点)

## 3. 事業戦略

顧客ターゲット	※年齢，性別，ファミリー層等詳しく記載すること。
店舗の 強み・弱み	(強み)  (弱み・リスク)  (リスクに対する対応策)
PR方法について	
事業戦略	(※市場性及び顧客ターゲット・店舗の強み等の分析により，どのようにしていけば事業継続でき，より店舗が成長できるのかを記載すること。)



#### 4. 収支計画（改装着手から営業開始までの収支状況）

収入の部		支出の部	
市補助金 (期待額)	円	賃借料 (敷金含)	円 【内訳】 円× 月 ※月額賃料 円
他からの 補助金 (予定額)	円 (交付団体名・補助金名)	改装費	円
その他 (自己資金等)	円	/	
合 計	円	合 計	円

#### 5. その他

商店街活動 への参画に ついて	
-----------------------	--

# 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金創業・出店計画書

会社名

氏名又は代表者名

【 年 月 日 作成】

### 1 創業・出店の経験等

過去にご自身で創業・出店（経営）されたことはありますか。	<input type="checkbox"/> 創業・出店（経営）したことはない。今回が初めて。 <input type="checkbox"/> 創業・出店（経営）したことがあり、現在も継続中。 <input type="checkbox"/> 創業・出店（経営）したことがあるが、既に事業は終了している。（終了時期 年 月）			
同業種の経験はありますか。 （お勤め先、勤務年数、実施に至るまでのご経歴）	年月	略歴・沿革		
取得されている資格	有（ ） ・ 特になし			
創業・出店される方の現在のお借入れの状況（事業資金を除きます。）	お借入先名	資金用途	お借入残高	年間返済額

### 2 取扱商品・サービス

お取り扱いの商品を具体的にご記入ください	(売上シェア %)
	(売上シェア %)
	(売上シェア %)
サービス内容について具体的にご記入ください。	

### 3 取引先等

	取引先名(所在地等)	シェア	取引先名(所在地等)	シェア	取引先名(所在地等)	シェア
販売先		%		%		%
仕入先		%		%		%
外注先		%		%		%
従業員等	常勤従業員の人数（法人のみ）	人				
	従業員数（うち家族）	人（人）				
	パート・アルバイト	人				

#### 4 事業に必要な資金と調達の方法

経費	内容	金額	調達方法	金額
設備	機器、備品、車両等		自己資金	
			親族・友人・知人からの借入	
			政府系金融機関（日本政策金融公庫，国民生活事業からの借入）	
改装	空き店舗の改修費		他の金融機関からの借入 （内訳、返済方法を下の空欄に記入）	
経営・運営	商品仕入、経費支払資金、賃借料（家賃）等			
合計			合計	

#### 5 事業開始後の見通し（月平均）

		1年目	2年目	3年目	売上高，売上原価（仕入高）等の積算根拠
売上高①					
売上原価② （仕入高）					
経費	人件費※				
	家賃				
	支払利息				
	その他				
	合計③				
利益（①-②-③）					※個人営業の場合は，事業主の分は含まない

【本計画書の取り扱いについて】

- 本書は，福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付の審査資料となり，目的以外に使用することはありません。
- 本書類の提出に際し，他に事業の説明に必要な資料等がありましたらあわせてご提出ください。

様式 第1号の3 (第10条関係)

## 役員名簿

【団体・会社名： \_\_\_\_\_ 】

役職名	氏名のフリガナ	氏名	生年月日			性別	
	(半角カタカナ,姓と名は半角スペースで分ける)	(姓と名は全角スペースで分ける)	元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日	男性：M 女性：F

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

## 創業・出店推薦書

(あて先) 福岡市長

推薦者 住 所

商店街名

代表者名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

(担当者・連絡先 - - )

下記事業者の事業実施計画書等を確認の上、当商店街として、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金の補助対象者として推薦します。

### 記

<p>1 事業者概要</p>	<p>事業者名称 _____</p> <p>店舗名(屋号名) _____</p> <p>店舗所在地 福岡市 _____ 区 _____</p> <p>事業開始予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>
<p>2 事業者業種</p>	<p>※<input type="checkbox"/>にレ印を記入すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 小売商業 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食サービス業 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> その他当商店街が特に必要と認めた業種 ( _____ )</p>
<p>3 商店街への加入</p>	<p>※<input type="checkbox"/>にレ印を記入すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 加入済 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日加入)</p> <p><input type="checkbox"/> 創業・出店時に加入予定 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日頃加入予定)</p>
<p>4 商店街の組合員数</p>	<p>名 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日現在)</p>
<p>5 商店街として創業・出店を希望する理由</p>	<p></p>

※この推薦書は、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金の交付を申請する事業者が申請書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について責任を負うものではありません。

様式 第3号 (第12条関係)

経産第 号  
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金の交付については、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金要綱第12条第1項の規定により決定したので通知します。

1. 補助金の内示額 円
2. 補助金交付の時期
3. 補助条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) その他福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式 第4号 (第12条関係)

経産第 号  
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金については、要件審査の上、交付しないこととしたので、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施計画変更等承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

(法人名・会社名・屋号等)

名称

フリガナ  
代表者名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

(電話番号 )

年 月 日付で交付の決定を受けた、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金の事業計画を次のとおり変更したいので、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類



様

福岡市長 高島 宗一郎  
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施計画変更等承認通知書

年 月 日をもって申請のあった福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金の事業計画の(変更・中止・廃止)については、承認することとしたので福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

1. 補助金の内示額 円

2. 補助金交付の時期

3. 承認条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー事業 (一部) 完了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

(法人名・会社名・屋号等)

名称

フリガナ  
代表者名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人 (代表者) が自署する場合は、押印は不要です。

(電話番号 )

年 月 日付経産第 号により補助金の交付決定を受けました事業について  
その (全部・一部) を完了しましたので、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付  
要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施報告書 (様式第7号の1)
- 2 補助金の交付の対象となる経費の支払に係る領収書の写し
- 3 補助事業の実施の前後の写真
- 4 事業開始 (開店) 後の状況写真
- 5 作成したチラシ, ポスター等の成果物
- 6 商店街等加入証明書 (様式第7号の2)
- 7 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類

福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金実施報告書

創業店舗の状況	住所 福岡市 区 面積 m <sup>2</sup>			
賃借期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
創業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
営業(開店)日	年 月 日			
収支決算	収入の部		支出の部	
	市補助金	改装工事費 円	賃借料及び共益費 【内訳】 円× 月 (月額賃料 円)	円
	他からの補助金 (交付団体名: )	円		円
	その他 (自己資金等)	円	改装工事費	円
	合計	円	合計	円
成果				
課題	※創業後の課題や問題点などを自由に記入			
商店街活動への参画状況	※例：○月○日、共同販売促進活動、集客イベントへ参加など			

(あて先) 福岡市長

確認者 住 所  
商店街名  
代表者名 (※)  
(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。  
(担当者・連絡先 - - )

### 商店街等加入確認書

下記事業者について、当商店街への加入を確認しましたので報告します。

#### 記

1 事業者概要	事業者名称 _____ 店舗名(屋号名) _____ 店舗所在地 福岡市 _____ 区 _____ 事業開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2 事業者業種	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 小売商業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> その他当商店街が特に必要と認めた業種 ( _____ )
3 商店街等への加入	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 加入済 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日加入)

※ この確認書は、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金の交付を受ける事業者が実績報告書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について責任を負うものではありません。

様式 第8号 (第15条関係)

経産第 号  
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金（一部）交付確定通知書

年 月 日付の福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー事業（一部）完了届により  
年度商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金下記のとおり確定したので通知します。

1 補助事業名

2 補助確定金額

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

所 在 地

(法人名・会社名・屋号等)

名 称

フリガナ  
代表者名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

(電話番号 )

福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金による取得財産の処分申請書

年 月 日付経産第 号により補助金の交付決定を受けました事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、福岡市商店街空き店舗開業チャレンジャー補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、申請します。

なお、処分の結果、収入が発生し、その収入の全部又は一部に相当する金額を市から請求された場合には、当該金額を期限内にすみやかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称	
② 取得年月日	年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額 (③×④)	
⑥ 処分する理由, 方法等 (詳細に記入すること。)	

2. その他

第18条第1項の台帳の写しを添付すること。